

京都市訓令甲第 17 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松 井 孝 治

別表会計室長の項第19号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表次長の項第13号を次のように改める。

- (13) 1件2,000,000円以下又は供給量10万立方メートル未満のガスの需給契約及び1件2,000,000円以下又は契約電力50キロワット未満の電気の需給契約に関する事。ただし、随意契約に限る。

別表次長の項第17号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項第21号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)